

和歌山県監査公表第16号

令和3年2月17日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 和歌山県議会議員選挙における選挙運動の公費負担において、公費負担の対象とならない費用を請求者に支払っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 請求者に対し、過払いの事実を説明し、令和2年11月19日付けで全額返納された。 今後は、請求内容の確認を複数人で行うなど再発防止に努めるとともに、選挙運動費用の公費負担制度について、立候補予定者説明会や立候補届出事前審査等の機会を通じ、説明を行っていく。

2 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 現金出納簿に記載されている受入者名及び払込者名が、それぞれ収納日及び払込日の当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 現金を受け入れた収納員が現金出納簿を作成するよう、関係職員に周知徹底した。 また、収納員が翌日休暇等で不在の場合は、出納員に事務処理の引継ぎを行うよう、関係職員に周知徹底した。

3 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。 (2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 毎日朝礼時に「安全運転7則」を確認するとともに、所属職員に安全運転技術向上研修を受講させ、交通事故防止に努めることとした。 (2) 相違が確認された備品については、経緯を確認の上、事務処理を令和元年中に完了させた。 今後は、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

4 和歌山県立申本古座高等学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 会計事務に関する認識不足に起因するものであることから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。

5 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかった事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 (2) 自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 根拠不明の減額負担行為を行っていた。 イ 変更契約書に、変更後の月額支払額の記載漏れ、変更前契約年月日及び契約金額の記載誤りがあった。</p>	<p>注意事項 (1) 備品の現在高と現物については、令和元年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。 今後は、適正な備品管理を行うよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めていく。 (2) 契約の変更においては、根拠となる書類の添付を徹底するとともに、変更契約書の原契約及び変更契約に関する記載事項について複数人で確認し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>